

貯金払戻(解約)・臨時積立等 スケジュール

- 解約金は、4月27日、5月30日に送金します。
- 個人で臨時積立をする場合は、預入限度額の超過の確認が必要となるため、**毎月18日**までに当組合へ着金となるよう振込み、**19日以降は振り込まない**ようお願いします。
- 所属所における提出期限は、共済事務担当課へお問い合わせください。

4月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

□ : 「貯金払戻(解約)請求書」共済提出期限

■ : 払戻送金日

□ : 各申込書共済提出期限

■ : 臨時積立振込期限